別添３

茨城労働局　職場体験実習に関する覚書

　茨城労働局と　　大学（以下、「大学等」という。）は、　　　　　（以下、「学生」という。）の茨城労働局職場体験実習（以下、「実習」という。）の実施について、下記のとおり覚書を締結する。

記

第１　基本的役割

　１　実習生の受け入れ

　茨城労働局は、学生を令和７年８月27日から令和７年９月２日までの期間（以下、「実習期間」という。）、学生を職場体験実習生として受け入れ、実習をさせることとし、その期間、学生に対して必要な指導・助言を行う。

実習期間のうち、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日には実習を行わない。

　２　大学等の指導

　大学等は、学生に対し、本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるために必要な指導等を行う。

　３　茨城労働局と大学等の連携

　茨城労働局と大学等は、実習の実施に当たり、お互いに連携・協力を行う。

第２　実習時間、参加経費及び事故への対応

　１　実習時間

　実習時間は、９時００分から１７時００分まで（以下、「定時」という。）とし、このうち、１２時から１３時までを休憩時間とする。

　なお、定時以外にも実習を行うことがある。

　２　実習場所

　実習場所は、原則として茨城労働局並びに茨城県内の労働基準監督署及び公共職業安定所(出張所)とする。

　３　参加経費

(1) 茨城労働局は、学生に対して、手当及び参加経費（交通費、滞在費、食事代、保険料等）を一切支給しない。

(2) 実習に必要な参加経費は、学生又は大学等が負担することとする。

　４　実習中の事故等

(1) 実習に参加する学生は、原則として学生教育研究賠償責任保険、インターンシップ等賠償責任保険などの賠償責任保険及び傷害保険について加入していなければならない。

(2) 学生が茨城労働局又は第三者に損害を与えた場合は、賠償責任保険により補償する。

(3) 実習中の事故により学生が傷害を負った場合は、学生の加入する傷害保険により補償する。なお、大学等及び学生は当該保険の保険金の範囲内で茨城労働局に対する求償権を放棄する。

(4) 上記(1)から(3)の保険の利用に関する手続等については、大学等が行う。

第３　実習中の遵守事項等

　１　実習期間中、学生は国家公務員としての身分は保有しないが、公務の適正な運営の確保等が図られるように行動するものとし、公務の信用を失墜するような行為を行ってはならない。

　２　学生が実習期間中に公務の信用を失墜するような行為その他不都合な行為を行った場合、茨城労働局は当該学生に係る実習を打ち切ることができるものとする。

　３　実習時間中は、実習に専念するものとし、実習に支障が生じないよう、登庁するものとする。

　４　学生は、実習を欠務しようとする場合は、事前に茨城労働局に申し出るものとし、茨城労働局からの指示に従うものとする。やむを得ず、事前に申し出ることができない場合であっても、事後、速やかに茨城労働局に連絡するものとする。

　５　学生は、実習中に知ることができた秘密について、実習中及び実習期間終了後、部外者（大学等を含む。）に漏らしてはならない。

　６　学生は、実習の成果を論文等により外部に発表する場合には、事前に学生を受け入れた課の承認を得なければならないものとする。

　７　茨城労働局は、上記２に該当する場合のほか実習中の遵守事項等に従わないときは実習を打ち切ることができるものとし、その際には速やかに大学等にその旨を通知する。

第４　協議

　　本覚書に定めがない事項等については、茨城労働局と大学等が協議した上で決定するものとする。

　本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、茨城労働局及び大学が記名捺印の上、それぞれ１通を保管するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　茨城労働局　総務部総務部長

　　　　（総括責任者）